

発がん性スクリーニングの実施のためのワーキング グループの設置について（案）

平成 25 年度より、職場で使用される化学物質の発がん性評価の加速化のために、別途とりまとめた「職場で使用される化学物質の発がん性スクリーニングについて」によりスクリーニングを行うこととしているが、スクリーニングの実施に当たっては、発がん性及び遺伝毒性について、評価の基準の設定、個別物質の評価、試験実施の優先順位の決定等を行う必要がある。

このため、これらの事項のうち、専門家による判断が必要なものの検討を行うため、有害性小検討会の中に以下の二つのワーキンググループを設置することとする。

1 発がん性評価ワーキンググループ

（1）検討内容

発がん性物質のスクリーニングに必要な以下の事項

- ① 発がん性の評価基準
- ② 個別物質の発がん性評価のうち、専門家の判断が必要な物質の評価
- ③ スクリーニング試験の実施における物質間の優先順位
- ④ その他発がん性評価に関し、専門家の判断が必要な事項

（2）構成員

発がん性に関する専門家から選定

2 遺伝毒性評価ワーキンググループ

（1）検討内容

発がん性物質のスクリーニングに必要な以下の事項

- ① 遺伝毒性の評価基準
- ② 個別物質の遺伝毒性の評価のうち、専門家の判断が必要な物質の評価
- ③ スクリーニング試験の実施における物質間の優先順位
- ④ その他遺伝毒性の評価に関し、専門家の判断が必要な事項

（2）構成員

遺伝毒性に関する専門家から選定